

## 令和元年度第2回仙台市学校給食運営審議会会議録

- 1 日 時 令和元年11月5日(金)  
午後6時00分開会  
午後7時00分閉会
- 2 場 所 仙台市役所本庁舎 2階 第3委員会室
- 3 出席委員 岩崎薫会長、丹野久美子副会長、  
岩井博美委員、川村和久委員、花岡弘二委員、後藤景子委員  
高橋綾子委員、岡崎博子委員、佐藤修子委員、大場愛美委員  
小野寺啓次委員、後藤由起子委員
- 4 事務局職員 千葉総務企画部長、西崎健康教育課長、廣瀬主幹兼主任指導主事  
金田給食管理係長、佐藤給食事業係長、鎌田主査、齋藤指導主事  
横山太白学校給食センター所長、瀬川荒巻学校給食センター所長  
中田高砂学校給食センター所長、小野寺野村学校給食センター所長
- 5 説明員 西崎健康教育課長、金田給食管理係長

### 6 定足数の確認

議事に先立ち、事務局より、本日の出席者が11名(遅れて参加の委員1名を含め、計12名が最終出席者数)であり、仙台市学校給食運営審議会条例第5条第2項の規定による定足数を満たしているため、本会議は成立している旨報告がなされた。

### 7 会議録の署名委員の指名

会長 仙台市学校給食運営審議会実施要領第6条の規定で、会議録の署名委員は、会長と会長が指名する委員1名となっていることから、今回は後藤景子委員を指名する。

### 8 議事「適正な学校給食費について」

会長 「適正な学校給食費について」議事に入りたい。まず、これまでの審議経過について事務局より説明願いたい。

事務局 適正な学校給食費については、昨年7月に開催した審議会において、教育委員会から当審議会に諮問を行っている。続いて開催した11月の審議会では、近年の食材価格の上昇により、献立に使用できる食材の選択肢が狭まった結果、栄養量が次第に低下している現状等を事務局から説明した。これを受け、委員の皆様からは、給食費の改定はやむを得ないが、具体的な額については、改定によって献立や栄養量がどのように改善するのかを検討し、様々な観点から議論を尽くすべきである、また、保護者への丁寧な説明が必要である、とのご意見をいただいた。続いて12月に開催した審議会では、給食費改定の審議の前提となる考え方について、学校給食摂取基準及び学校給食の意義や役割等について事務局より説明させていただき、審議会として今後給食費の改定を検討する際の共通の尺度、認識共有を図っていただいた。今年2月に開催した審議会では、他の政令指定都市の取組みや、給食費を30円、40円、50円改定した場合の栄養量や献立内容の試算を提示させていただくとともに、すべての栄養素について摂取基準を充足するには、小学校で80円、中学校で95円の改定が必要であり、使用する食材が限定されてしまうことを事務局より説明させていただいた。委員の皆様からは、80円、95円の改定は現実的ではないこと、栄養強化食品の使用について考え方の整理すべきであること、また、食育の観点について

も議論が必要とのご意見をいただいた。7月に開催した前回の審議会では、摂取基準を充足する必要があるとの共通認識のもと、栄養強化食品を使用した場合の栄養量・献立内容のいくつかの試算から、摂取基準を充足するとともに、地場産物の利用等の食育の充実に必要な改定幅として小学校40円、中学校50円を改定額の軸とすることとなった。また、試算は平成30年6月時点の食材価格を基にしているため、今回は30年6月以降の食材価格の上昇分も考慮したうえで、給食費の改定額を検討することとなっていた。これまでの審議の経過は以上である。

会長 このような議論の経過を踏まえ、審議に移りたい。「平成30年度以降の食材価格の状況について」事務局より資料の説明を願いたい。

事務局 (資料6頁～14頁に基づき説明)

会長 平成30年度以降の食材価格の状況について、現時点では副食(おかず)用の食材の価格に大きな変動はなく、また、消費税率改定の顕著な影響はみられないものの、主食や牛乳の価格には長期的に上昇しており、そうしたことから価格上昇分として5円程度が見込まれるとの説明があった。ただいまの説明について皆様からご意見、ご質問等を願いたい。

委員 平成30年度以降の食材価格の上昇分は5円程度とのことだが、平成30年度から令和元年度までの主食、牛乳の価格上昇は1.1円であり、上昇分を5円程度見込むというのは、今度5年を見込んでということか。

事務局 今後の主食、牛乳の価格上昇分については、納入業者等から情報を収集している状況であり、現時点では、具体的な上昇分は把握していないが、来年度に向けて想定される上昇分に加え、昨今の台風等の気象の変化や天災による食材への急激な影響に対応が必要と考えられる。主食、牛乳の上昇分を今後5年先まで見込んでということではない。将来的な食材価格の上昇にその都度対応し、たびたび給食費の改定を行うのは、保護者の方へご負担等を考えると困難であり、変化に対応し安定した学校給食を提供するため、食材価格の上昇分としては5円程度とお示したものである。

委員 資料からは主食と牛乳だけを考慮しての5円程度と読めるが、この5円程度というのは副食費も含んでいるということか。

事務局 主食と牛乳はもちろんだが、気象状況等による価格上昇の影響は副食用の食材も対象となると考えての5円程度という考えである。

委員 給食を提供する際は、価格を抑えながら児童生徒がいかに満足するかを考えていると思う。給食費改定後は、栄養摂取基準の充足と食育のさらなる充実を実現するという事を考えると、この5円が重要な役割を果たすと思う。先日の台風による農作物への今後の影響を考えると、これが無い場合、その影響が児童生徒の学校給食に直接的に影響してしまう。そのため、児童生徒へのメリットは大きいと考える。給食費を負担する保護者の方がこの5円をどのように考えるかが重要であると思う。栄養摂取基準の充足や食育の充実を確保することと、食材価格上昇のたびにその都度給食費が改定されることを避けるべくことを保護者に理解いただき、受け入れてもらえるのであれば妥当ではないかと思う。

委員 前回の給食費改定直後に消費税が8%へ増税し、食材購入の工夫等の対応が必要になったという事を教訓とすれば、今回の台風被害でも仙台市産の食材調達に困難な状況になると農家の方等に聞いており、仙台市産の食材に限らず、今後、食材の価格高騰が予測される。また、消費税率が10%となったことに関しては、各納入業者が様子を見ているようにも感じており、給食を作る立場から考えても食材価格の上昇分を5円とするのは理解できる。このことについて保護者の理解を得ることは重要と考える。

委員 前回の給食費の改定から年数も経っており、その間の食材価格の上昇を各家庭の台所を預かる保護者も実感されていると考えれば、食材価格の上昇分については受け入れていただけないか。やはり負担が大きいので過剰に先々を見込んでの改定というよりも、その時点の保護者の負担となるのが望ましいと思う。

試算した数値を保護者に分かりやすく説明できれば納得していただけないか。

- 委員 根拠に基づいた説明を行えば保護者も納得していただけると思う。我々はこの場で資料を基に事務局から説明を聞いて平成30年度以降の食材価格の上昇分の5円が妥当と考えることができるが、それを保護者へどのように説明、周知するのが重要だと考える。
- 委員 各家庭の状況を考えると、食材価格の上昇分の5円というのは厳しく受け止められる場合もあると思う。しかし、今回の給食費改定の考え方としている、栄養摂取基準の充足、食育の充実、保護者負担という3つのバランスを考えると、前回審議会にて審議した小学校40円、中学校50円という改定軸を基に、平成30年度以降の食材価格の上昇分として5円を加えるというのは妥当ではないかと理解している。
- 会長 委員の皆様からいただいたご意見をまとめると、食材価格の上昇分の5円は妥当と考えるが、必要な改定額については、きちんと保護者へ説明するが必要というものと理解しているが、委員の皆様はいかがか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは、平成30年度以降の食材価格の上昇分は5円とする。前回の審議会では、摂取基準の充足や地場産物の利用促進など食育充実のために必要な改定幅として小学校40円、中学校50円を軸として検討することとしていた。これに、ただいまの審議結果を踏まえると、給食費の改定額は、軸とした小学校40円、中学校50円にそれぞれ5円を加え、小学校45円、中学校55円ということになるが、委員の皆様にご承認していただいたということによろしいか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは、そのように進めてまいりたい。  
次に、改定時期について審議したい。給食の充実を課題として審議会を進めてきたが、現在は年度途中ということもあり、私としては、来年度の令和2年4月からが妥当と考えているが皆様からご意見等をいただきたい。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは、給食費の改定額を小学校45円、中学校55円、改定時期は令和2年4月とすることについて、委員の皆様から了承を得たこととし審議を進める。  
次の議事「異なる給食費単価の統一について」事務局より資料の説明を願いたい。
- 事務局 (資料15頁に基づき説明)
- 会長 ただいまの事務局からの説明について皆様からご意見、ご質問等を願いたい。
- 委員 (特になし)
- 会長 当審議会としては、今年度から公会計に移行しているということから考えても、給食費の改定時期に合わせ、宮城・秋保地区の単独調理校の給食費を他の地区と統一すべきと考えるが皆様よろしいか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは、そのようにしてまいりたい。  
給食費の改定に関して、当審議会としての答申内容をまとめたい。先ほどまでの審議において、現行の給食費を令和2年4月から小学校45円、中学校55円改定し、小学校290円、中学校345円とすること、また、改定時期に合わせ、宮城・秋保地区の単独調理校の給食費を他の地区と統一することについて、委員の皆様のご意見の一致がみられ、了承いただいた。教育委員会からいただいた適切な学校給食費についての諮問に対する、当審議会としての答申としては、この2点を主な内容としたい。答申書の詳細については、これまでの審議会において委員の皆様からいただいた、地場産物の活用促進などの食育の充実、児童生徒が食べる喜びを感じることができる魅力ある献立の作成、栄養強化食品の使用に当たっての丁寧な周知などのご意見も踏まえつつ、私に一任させていただくということによろしいか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは、そのようにさせていただきます。

9 その他

事務局

今後の予定について、ご説明したい。まず、諮問に対する審議結果等を踏まえた答申書を岩崎会長に作成していただき、来週月曜日の11日に教育委員会へ答申書を提出いただきたく考えている。その後、15日に開催される定例教育委員会及び21日に開催される市議会常任委員会にて答申内容を報告したいと考えている。その後は、来年2月から3月にかけて開催される市議会定例会に、今回いただく答申書の内容を基にした予算案を提出し、可決いただけたら、教育委員会にて給食費の額を定める規則を改正し、令和2年度からの学校給食費改定が決定されるという流れとなる。

なお、今回答申内容をまとめていただいたため、今年度はさらなる審議会の開催は予定していないが、必要に応じて、情報提供等をさせていただきながら、ご意見を伺う場合もある。

最後に、義務教育諸学校以外の本市の学校給食費について今後の方向性を報告したい。本市では、義務教育以外の学校として、あきう幼稚園、鶴谷特別支援学校高等部、仙台工業高等学校の定時制課程及び仙台大志高等学校で学校給食を実施しており、これらの学校の給食費についても、来年度に改定としたいと考えている。改定額は、当審議会からいただく答申書の内容を参考に、あきう幼稚園では小学校と同様の改定額、鶴谷特別支援学校高等部では中学校と同様の改定額とし、仙台工業高校の定時制課程と仙台大志高校では中学校の改定後の給食費と同等とする方向で検討している。本審議会は、仙台市立義務教育諸学校における学校給食の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する場とされていることから皆様に審議いただく対象ではないが、報告させていただいた。

委員

給食費改定と宮城・秋保地区の給食単価統一について、保護者への周知の時期や方法を確認したい。

事務局

給食費改定の周知方法としては、各ご家庭に学校を通じて通知書を配布するという方法と、仙台市ホームページへの掲載等を考えている。説明の内容としては、まず、当審議会からの答申内容を審議の経緯を含め今後の予定等をお知らせし、その後、予算案の可決後に給食費改定が決定した際に改めて周知することを予定している。なお、宮城・秋保地区の学校については、学校からの要請があれば、説明に伺うということも考えたい。

委員

当審議会で審議した内容が少しでも多くの保護者にきちんと伝わり、より多くのご理解が得られるように様々なツールを利用して保護者への周知につとめていただきたい。

事務局

P.T.A協議会等へもご相談させていただきなど、より多くの保護者からご理解いただけるよう対応してまいりたい。

会長

宮城・秋保地区に関しては、より丁寧な説明が必要になる場合も想定されるので、対応をお願いしたい。

事務局

(承知した)

以上

令和元年11月27日

署名委員 仙台市学校給食運営審議会会長

岩崎 薫

仙台市学校給食運営審議会委員

後藤 景